指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業運営・管理規程

訪問看護ステーションさくらの杜

第１条（事業の目的）

この規程は、株式会社メディコネクサス（以下「事業者」という。）が運営する訪問看護ステーションさくらの杜（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）

1. 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指して支援する。
2. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、主治医の指示並びに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等に基づき、適切かつ計画的にサービスを提供する。
3. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、関係市町村、医療機関その他の保健・医療・福祉関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
5. 利用者及び家族等に対し、サービスの内容及び利用料等について分かりやすく説明し、必要な同意を得た上でサービスを提供する。
6. 自ら提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質を評価し、必要な改善を行うとともに、職員の知識及び技術の向上に努める。

第３条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

訪問看護ステーションさくらの杜

（2）所在地

千葉県流山市東深井 386－14

（3）事業所番号

1262390284

第 4 条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1　管理者

管理者　1 名

管理者は、事業所の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し必要な指揮命令を行う。

管理者は、看護師として訪問看護業務を兼務することがある。

2　看護師

常勤・非常勤合わせて　常勤換算で 5 名以上

看護師は、主治医の指示及び訪問看護計画書等に基づき、利用者の心身の状況を把握し、必要な療養上の世話、診療の補助その他の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う。

第 5 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日から金曜日まで。

ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。

（3）緊急時の対応

営業日及び営業時間外についても、契約及び利用者の状態等に応じ、必要な緊急時対応を行う。

第 6 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、千葉県流山市とする。

ただし、上記地域以外についても、利用者の希望及び事業所の提供体制等を考慮し、対応可能な場合は実施することがある。

第 7 条（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

（1）病状・障害の観察及び健康状態の管理

（2）清拭、洗髪等による清潔の保持

（3）食事及び排泄等の日常生活上の支援

（4）褥瘡の予防及び処置

(5) ターミナルケア
(6) 認知症利用者への看護
(7) 療養生活及び介護方法の指導
(8) カテーテル等の管理
(9) 医師の指示による医療処置
(10) 家族等への療養上の指導及び助言
(11) その他、主治医の指示に基づく必要な看護及び療養上の世話

第 8 条（訪問看護計画等）

1. 看護師等は、主治医の指示及び居宅サービス計画等に基づき、利用者の心身の状況、生活環境及び希望を把握した上で、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書を作成する。
2. 訪問看護計画書等を作成した場合は、利用者及び家族等に説明し、必要に応じて交付する。
3. 訪問看護計画書等は、利用者の心身の状況及び希望等の変化に応じて必要な見直しを行う。
4. サービス提供の実施状況及び目標の達成状況を評価し、必要に応じて主治医、居宅介護支援事業者その他関係機関と連携する。

第 9 条（利用料及びその他の費用）

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用料は、介護保険法その他関係法令に定める額とし、利用者の介護保険負担割合に応じた額を徴収する。料金については「別紙　訪問看護・介護予防訪問看護　利用料金表」の「1　介護保険サービス」を参照。
2. 医療保険による指定訪問看護については、健康保険法その他関係法令に定める訪問看護療養費等に基づき、利用者の自己負担額を徴収する。料金については「別紙　訪問看護・介護予防訪問看護　利用料金表」の「2　医療保険サービス」を参照。
3. 保険給付の対象とならない費用については、別紙「訪問看護・介護予防訪問看護　利用料金表」の「3　保険適用外料金」に定める額を徴収する。
4. 通常の事業の実施地域以外への訪問に係る交通費その他の保険外費用については、利用者に事前に説明し、同意を得た上で徴収する。
5. 利用料等の支払方法については、利用者との契約に定めるところによる。

第 10 条（キャンセル料）

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、利用日の前営業日午後 5 時 30 分までに事業所へ連絡するものとする。

前営業日午後5時30分までに連絡がない場合は、別紙「訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表」の「4．キャンセル料」に定める額を徴収することがある。
ただし、利用者の急な体調変化、救急搬送その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第11条（サービス提供に当たっての留意事項）

1. 事業所は、利用者の心身の状況を把握し、安全に配慮してサービスを提供する。
2. 利用者又は家族等は、サービス提供に必要な情報について、事業所に正確に伝えるよう努めるものとする。
3. 利用者の状態に著しい変化があった場合、入院、退院、主治医の変更その他サービス提供に影響する事項が生じた場合は、速やかに事業所へ連絡するものとする。
4. 利用者及び家族等は、職員の身体又は人格を害する暴力、暴言、セクシュアルハラスメントその他の迷惑行為を行わないものとする。

第12条（緊急時等における対応）

1. 看護師等は、サービス提供中に利用者の病状が急変した場合その他緊急事態が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じる。
2. 必要に応じて、主治医、救急隊、家族等、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他関係機関へ連絡する。
3. 緊急時の対応については、あらかじめ利用者及び家族等から緊急連絡先等を確認する。

第13条（事故発生時の対応）

1. サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者の安全確保を最優先し、必要な措置を講じる。
2. 事故の状況及び事故発生時に講じた措置について記録する。
3. 必要に応じて、家族等、主治医、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、市町村その他関係機関へ連絡する。
4. 事故の原因を分析し、必要に応じて再発防止策を講じる。
5. 事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、関係法令及び契約に基づき必要な対応を行う。

第14条（苦情処理）

1. 事業所は、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
2. 苦情受付担当者及び責任者を定め、相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置する。

3. 苦情を受けた場合は、その内容及び経過を記録し、必要な調査及び対応を行う。
4. 必要に応じて、市町村、千葉県国民健康保険団体連合会その他関係機関と連携する。
5. 苦情の内容を検討し、サービスの質の向上及び再発防止に努める。

第 15 条（個人情報の保護及び秘密保持）

1. 事業所は、利用者及び家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に管理する。
2. 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。
3. 職員であった者についても、在職中及び退職後において、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
4. サービス担当者会議等において利用者又は家族等の個人情報を使用する場合は、あらかじめ必要な同意を得るものとする。

第 16 条（虐待の防止）

1. 事業所は、利用者の人権を尊重し、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じる。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知する。
4. 職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的に実施する。
5. 虐待防止に関する担当者を置く。
6. 虐待が疑われる事案を把握した場合は、関係法令に基づき必要な通報、相談及び対応を行う。

第 17 条（身体的拘束等の適正化）

1. 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
2. やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。
3. 身体的拘束等の適正化について必要な研修等を実施する。

第 18 条（感染症の予防及びまん延防止）

1. 事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため必要な措置を講じる。
2. 感染症対策に関する指針を整備する。
3. 感染症対策に関する委員会を開催する。

4. 職員に対し、感染症対策に関する研修及び訓練を実施する。
5. 感染症が発生した場合には、関係機関と連携し、必要な対応を行う。

第 19 条（業務継続計画）

1. 事業所は、感染症又は非常災害の発生時においても、可能な限りサービス提供を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。
2. 業務継続計画に基づき、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 業務継続計画は、必要に応じて見直しを行う。

第 20 条（ハラスメント対策）

1. 事業所は、職員の安全及び就業環境が害されることのないよう、利用者及び家族、その他事業に関係する者からによる暴力、暴言、セクシュアルハラスメントその他のハラスメントの防止に努める。基本方針の周知、基本体制の整備、事案への対応及び再発防止等の必要な措置を講ずる。
2. ハラスメントが発生した場合は、利用者及び家族、その他事業に関係する者等と必要な協議を行い、職員の安全確保及び適切なサービス提供の継続に必要な措置を講じる。

第 21 条（職員の研修）

1. 事業所は、職員の知識及び技術の向上を図るため、月 1 回を基本として研修を実施する。
2. 虐待防止、感染症対策、身体的拘束等、個人情報保護、ハラスメント防止、業務継続その他必要な事項について、適切な研修を実施する。
3. 新任職員に対しては、必要な研修を実施した上で業務に従事させるよう努める。

第 22 条（重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載）

事業所は、利用者が適切にサービスを選択できるよう、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を事業所内の見やすい場所に掲示し、原則としてウェブサイトにも掲載する。

第 23 条（記録の整備及び保存）

1. 事業所は、サービス提供に関する記録その他必要な記録を整備する。
2. 記録については、関係法令に定める期間、適切に保存する。
3. 記録の管理に当たっては、個人情報の保護に十分配慮する。

第 24 条（適正な手続及び健全な運営）

事業所は、指定訪問看護の提供に関し、関係法令に基づく申請、届出その他の手続及び訪問看護療養費等に関する請求を適正に行う。
また、健康保険事業及び介護保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努める。

第 25 条（特定の事業者等への誘導の禁止）
事業所は、利用者に対し、正当な理由なく特定の医療機関、介護サービス事業者その他の事業者を利用するよう誘導する行為を行わない。
また、利用者の紹介等の対価として金品その他の経済上の利益を提供することにより、利用者が当事業所のサービスを利用するよう誘引する行為を行わない。

第 26 条（その他運営に関する重要事項）
1. 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供するため、関係法令及びこの規程を遵守する。
2. 事業所の運営に関し必要な事項については、管理者が別に定める。
3. 法令、制度改正その他の事情によりこの規程を変更する必要が生じた場合は、適切に改定する。

附則
この規程は、令和５年４月１日より施行。
令和８年１０月１日改定。

事業所
事業所名：訪問看護ステーションさくらの杜
所在地：千葉県流山市東深井 386－14
事業所番号：1262390284
運営法人：株式会社メディコネクサス
代表者：代表取締役　宇野澤 志穂
管理者：大村 嘉代

別紙　訪問看護・介護予防訪問看護　利用料金表

＜2026 年 6 月 1 日現在＞

1　介護保険サービス

（1）　基本的な利用料

	項目	単位	
		介護	予防
□	20 分未満	３１４単位	３０３単位
□	30 分未満	４７１単位	４５１単位
□	30 分以上 1 時間未満	８２３単位	７９４単位
□	1 時間以上 1 時間 30 分未満	１１２８単位	１０９０単位

※上記は所定単位数です。実際の利用者負担額は、介護保険の負担割合及び地域区分（6 級地、1 単位 10.42 円）等に応じて算定します。

※同一建物等居住者に対する減算（▲10%）を上記単位数に乗じます。

（2）加算料金

利用者の状態、サービス提供の内容、算定要件及び当事業所の届出状況等により、下記の加算を算定する場合があります。

該当する加算については、事前に内容及び利用料について説明し、利用者または代理人の同意を得た上で算定します。

	項目	介護単位	算定要件・内容
□	初回加算（Ⅰ）	３５０単位	初回の訪問看護を行った月（新規または二か月以上の中断後の再開）
□	初回加算（Ⅱ）	３００単位	他事業所から文書で情報提供を受けて初回訪問を行った月
□	特別管理加算（Ⅰ）	５００単位	特別管理が必要な状態（在宅悪性腫瘍等・人工肛門・気管カニューレ等）
□	特別管理加算（Ⅱ）	２５０単位	点滴注射・褥瘡・在宅自己腹膜灌流等の処置を行っている場合
□	緊急時訪問看護加算	５７４単位	24 時間連絡できる体制を確保し、利用者の同意を得た場合
□	複数名訪問加算（所要時間 30 分未満の場合）	２５４単位	看護師 2 名で訪問　30 分未満
□	複数名訪問加算（所要時間 30 分以上）	４０２単位	看護師 2 名で訪問　30 分以上
□	夜間・早朝加算	所定単位数の２５％増	午後 6 時～午後 10 時、午前 6 時～午前 8 時に訪問看護を行った場合

□	深夜加算	所定単位数の５０％増	午後１０時から翌午前６時の深夜時間帯に看護を行った場合
□	長時間訪問看護加算	３００単位	1回1時間30分を超える長時間の訪問看護を行った場合
□	退院時共同指導加算	６００単位	退院・退所時に入院先医療機関等と共同で在宅療養指導を実施（1回につき）
□	介護職員等処遇改善加算	月間総単位数×１.８％	訪問看護職員の処遇改善に資すること。

※上記の加算について、利用者の状態、サービス提供の内容、算定要件等を確認した上で、該当する加算を算定します。

※その他、今後制度改正等により適用となる加算については、該当する場合に内容及び利用料を説明し、必要な同意をいただきます。

2　医療保険サービス

(1)　包括型訪問看護療養費

	項目	基本料金
□	包括型訪問看護療養費 1日合計30～60分	７，０１０円
□	包括型訪問看護療養費 1日合計60～90分	１１，０１０円
□	包括型訪問看護療養費 1日合計90分以上	１４，０１０円
□	緊急訪問看護加算	月14日目迄　2,650円 月15日目以降　2,000円
□	ベースアップ評価料1	１，８３０円
□	訪問看護物価対応料 （令和8年6月～）	２０円
□	訪問看護物価対応料 （令和9年6月～）	４０円
□	訪問看護医療DX情報活用加算	５０円

※利用者の自己負担額は、健康保険等の給付率及び自己負担割合に応じた額となります。

※その他、法令・告示等に基づき適用となる費用がある場合は、該当する内容を説明の上、請求します。

3　保険適用外料金

	項目	金額
□	死後の処置費	１０，０００円

4　キャンセル料

	キャンセルの連絡	料金
□	ご利用日の前営業日午後 5 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
□	ご利用日の前営業日午後 5 時 30 分までにご連絡がなかった場合	予定していたサービス料金の 100%

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金をいただく場合があります。

ただし、利用者の急な体調変化、救急搬送その他やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合があります。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。